



平成 22 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 日 住 サ ー ビ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 村 英 雄
コ ー ド 番 号 8 8 5 4
上 場 取 引 所 大 証 2 部
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 担 当
小 寺 隆
TEL 06-6343-1841

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 22 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役及び社外監査役として独立性の高い有用な人材の招聘を容易にすることを目的に、会社法第 427 条第 1 項の規定による社外取締役及び社外監査役との同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、変更案第 23 条及び第 30 条を新設するものであります。
なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する定款規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 買収防衛策の導入等に関する定款規定に、今後想定しうる状況に対応可能な内容とするため「買収防衛策の変更」を追加します。
- (3) その他上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり、現行定款の一部を変更案のとおり改めたいと存じます。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 22 年 3 月 30 日 (火)
定款変更の効力発生日 (予定) 平成 22 年 3 月 30 日 (火)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 〔新 設〕	第4章 取締役及び取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第5章 監査役及び監査役会 第23条～第28条〔条文記載省略〕 〔新 設〕	第5章 監査役及び監査役会 第24条～第29条〔現行どおり〕 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第6章 計算 第29条～第32条〔条文記載省略〕	第6章 計算 第31条～第34条〔現行どおり〕
第7章 買収防衛策 (買収防衛策の導入等) 第33条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。 第34条〔条文記載省略〕	第7章 買収防衛策 (買収防衛策の導入等) 第35条 買収防衛策の導入、継続、 <u>変更</u> 及び廃止は、株主総会においても決定することができる。 第36条〔現行どおり〕

以 上